



(障害者総合支援法) 人員基準・運営基準・ 報酬算定の留意事項 等について

高槻市福祉指導課





(障害者総合支援法) 人員基準・運営基準・報酬算定の留意事項等について 内容

1. 集団指導、運営指導及び監査
2. 指定取消等の事案
3. 届出等について
4. 自主点検表について
5. 虐待防止・身体拘束適正化の取組
6. 業務継続計画・感染症対策の取組
7. 地域連携推進会議
8. 情報公表制度
9. 災害時情報共有システム
10. 避難確保計画の作成及び避難訓練



(障害者総合支援法) 人員基準・運営基準・報酬算定の留意事項等について 内容

11. 業務管理体制の整備
12. 事故防止の取組
13. 就労選択支援について
14. 資格の確認
15. 利益供与等の禁止
16. 運営指導における指摘事項について
17. 処遇改善加算について
18. 遵守すべき関係法令等
19. その他事項



1. 集団指導、運営指導及び監査

指導	対象		内容
集団指導	全事業者 (原則として4月1日現在の指定事業者)	毎年1回	- 国の示す指導指針に基づき、指定権者が実施 - 一定の場所に集めて講習等の方法により行うオンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等)の活用による動画の配信等による実施も可能とする。 - 事業者全体のレベルアップを図ることを目的 - 関係法令・制度の趣旨、目的の周知と理解の促進 - 給付費の過誤・不正請求の防止の観点から、算定要件等の周知

- 終了後は事業所ごとにアンケート報告をお願いします。



1. 集団指導、運営指導及び監査

指導	対象		内容
個別指導	新規指定事業者	3回	・ 高槻市独自の取組み、受検は任意 ・ 指定後1年の間に、3回 ・ 内容は下表のとおり

【内容】

個別指導 対象事業者	新規指定後1月の事業者	新規指定後半年の 事業者	新規指定後1年の 事業者
指導内容	運営規程等	個別支援計画等	給付費の請求
提出書類	①運営規程 ②利用契約書(ひな型) ③重要事項説明書(ひな型) ④個人情報使用同意書(ひな型)	①個別支援計画書 ②計画策定会議議事録 ③アセスメント	①サービス提供記録 ②給付費明細書 ③サービス提供実績記録票 ④利用者出欠表 ⑤職員の勤務実績表 ⑥加算の算定要件に係る記録



1. 集団指導、運営指導及び監査

指導	対象	頻度	内容
運営指導 (旧実地指導)	- 就労継続支援A型 - 就労継続支援B型 - 共同生活援助 - 児童発達支援 - 放課後等デイサービス - 指定後間もない事業所	3年に1回	【目的】 - サービスの質の確保と向上 - 適正な報酬の請求 【方法】 - 原則、実地にて、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う - 実地でなくとも確認できる内容の確認についてはオンライン等を活用することができる
	上記以外の障がい福祉サービス等(※)	指定の有効期間内(6年)に1回	

※ 地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型、訪問入浴は定例運営指導の対象外

【令和7年度の変更点】

- 就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、原則として指定の有効期間内(6年)に1回以上の頻度で実施する。(国指導指針の改正)



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和6年度運営指導の実施状況】

種 別	対象 事業数	実施数	文書指摘 の数	左記の内訳					
				基本 方針	人員	設備	運営	変更 届	報酬
指定障がい福祉サービス	296	60	216	0	6	2	149	9	50
指定障がい者支援施設	3	1	5	0	0	0	4	0	1
指定一般相談支援	24	10	4	0	0	-	4	0	0
指定特定相談支援	25	6	7	0	0	-	3	0	4
登録地域生活支援事業	67	11	24	0	1	0	20	1	2
指定障がい児通所支援	115	25	102	0	11	0	57	1	33
指定障がい児相談支援	16	4	8	0	0	-	4	0	4
合 計	546	117	366	0	18	2	241	11	94



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和6年度運営指導：文書指摘の主な内容等（障がい福祉サービス・施設）】

<u>人員基準</u>	<u>従業者の員数</u>	3
<u>人員基準</u>	<u>管理者の配置状況</u> <u>サービス提供責任者の員数、サービス提供責任者の資格</u> <u>サービス管理責任者の配置状況</u>	3
<u>運営基準</u>	<u>内容・手続の説明及び同意（契約書、重要事項説明書）</u>	7
<u>運営基準</u>	<u>利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等</u>	7
<u>運営基準</u>	<u>給付費等の額に係る通知</u>	5
<u>運営基準</u>	<u>計画の作成・交付</u>	30
<u>運営基準</u>	<u>工賃・賃金の支払</u>	11
<u>運営基準</u>	<u>運営規程</u>	4
<u>運営基準</u>	<u>勤務体制の確保等</u>	5



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和6年度運営指導(実地指導):文書指摘の主な内容等(障がい福祉サービス・施設)】

<u>運営基準</u>	<u>業務継続計画の策定等</u>	5
<u>運営基準</u>	<u>非常災害対策</u>	3
<u>運営基準</u>	<u>衛生管理等</u>	13
<u>運営基準</u>	<u>身体拘束等の適正化</u>	19
<u>運営基準</u>	<u>秘密保持等</u>	5
<u>運営基準</u>	<u>苦情解決</u>	9
<u>運営基準</u>	<u>事故発生時の対応</u>	5
<u>運営基準</u>	<u>虐待の防止・虐待等の禁止</u>	19
<u>変更の届出</u>	<u>変更の届出</u>	9
<u>給付費の算定</u>	<u>本体報酬</u>	10
<u>給付費の算定</u>	<u>加算・減算</u>	40



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和6年度運営指導：文書指摘の主な内容等】

（計画相談・障がい児相談・一般相談）

<u>人員基準</u>	<u>受給資格の確認</u>	1
<u>運営基準</u>	<u>サービス等利用計画・障がい児支援利用計画</u>	2
<u>運営基準</u>	<u>衛生管理等</u>	8
<u>給付費の算定</u>	<u>加算</u>	8
<u>その他</u>	<u>業務管理体制の届出</u>	4



1.運営指導、集団指導及び監査

【令和7年度運営指導】

主に次の条件から対象事業所を選定

1. 令和2年度以降、運営指導(実地指導)を受検していない事業所。特に、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービス
2. 令和6年度末までに事業を開始した事業所であって、これまでに一度も運営指導(実地指導)を受検していない事業所
3. 令和5年度以降、運営指導(実地指導)を受検していない障がい者支援施設
4. 介護保険法に基づく運営指導との同時実施が望ましい居宅介護等事業所
5. 事業を開始し1年経過した就労継続支援A型事業所
6. 利用者等からの苦情が多い等、特に運営指導の実施が必要と認められる事業所
7. 関係機関等からの情報提供を受けて、運営指導の実施が必要と認められる事業所



【運営指導の標準的な流れ】



※メールで通知します

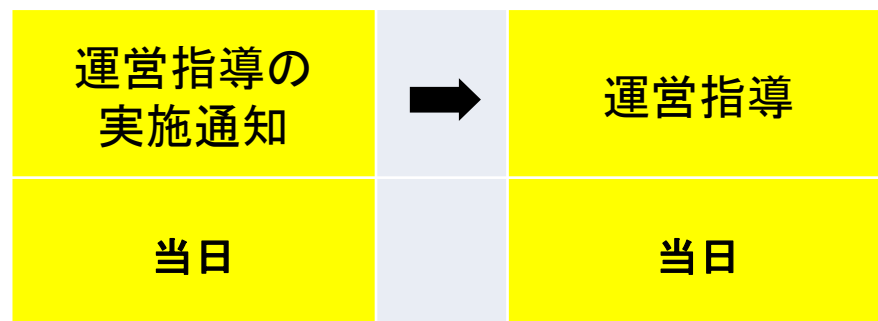
自主点検表、勤務表など

書類や会議室の準備をお願いします

改善事項を通知します

期日までに改善し、報告してください

【必要がある場合】



あらかじめ通知したのでは必要な事実確認ができない場合等は、事前に通知せず、当日通知し、運営指導を実施することがあります



1.運営指導、集団指導及び監査

指導	対象	内容
監査	監査を実施する必要があると認められる事業者	・ 人員基準、運営基準の重大な違反があると疑うに足る理由があるとき ・ 給付費の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき ・ 事業所の従業者等が利用者に対し虐待を行ったことを疑うに足る理由があるとき ・ 不正の手段により事業者指定を受けたことを疑うに足る理由があるとき ・ 運営指導により改善を指導したにもかかわらず、改善がみられないとき ・ 正当な理由がなく、運営指導を拒否したとき など

- ・ 運営指導の実施後に、監査に切り替えることがあります
- ・ 運営指導を実施していない場合でも、監査を実施することがあります
- ・ 事前予告なく、当日立ち入り検査をすることがあります
- ・ 監査の実施後、処分事由に該当すると認められた時は、行政処分（指定取消し・効力停止）等を行うことがあります



2.指定取消等の事案

【事案① 高槻市指定取消】

就労継続支援 (B型)	【人員基準違反】 - 事業所に配置すべき従業者(常勤のサービス管理責任者、生活支援員及び職業指導員)を配置しておらず、人員基準を満たしていなかった 【不正の手段による指定】 - 実際には人員基準を満たさないにもかかわらず、人員基準を満たす従業者を配置するように偽る文書を作成し、不正の手段により指定を受けた
令和6年度	
指定取消	
高槻市	



2.指定取消等の事案

【事案② 高槻市指定取消】

放課後等 サービス	【不正または著しく不当な行為】 - 事業所に実際には配置していない者を児童発達支援管理責任者（以下、「児発管」という。）とする虚偽の届出を市に行った - 児発管が不在であったことを隠すため、保護者の印章または署名を含む重要事項説明書及び個別支援計画書を偽造し、運営指導及び監査で提出した
令和7年度	【虚偽報告】 - 児発管及び児童指導員が不在であったことを隠すため、出勤簿、勤務表及び業務日報を偽造し、監査で提出した - 事業所に配置する児童指導員が運転手を兼務していることを隠すため、送迎記録を偽造し、監査で提出した
指定取消	【不正請求】 - 恒常的に人員配置基準を満たさないにもかかわらず、人員欠如減算を算定せずに、給付費を請求し受領した（不正請求額の概算 約570万円） - 児発管が配置されていない間も、児発管欠如減算及び個別支援計画未作成減算を適用せずに、給付費を請求し受領した（不正請求額の概算 約840万円） - 介護福祉士資格を有する児童指導員を配置しているかのように偽り、福祉専門職配置等加算Ⅰを算定して、給付費を請求し受領した（不正請求額の概算 約30万円）
高槻市	【運営基準違反】 事業所の全従業者について、指定日以降継続して、雇用契約書又は就業規則等により勤務体制を定めていなかった



2.指定取消等の事案

【事案③ 他指定権者の指定取消】

共同生活援助 (グループホーム)	【人格尊重義務違反】 - 利用者に対して、食材料費を過大に徴収するという法に定める人格尊重義務に違反する行為が行われた。 【不正請求】 - 人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしたもののとして基本報酬及び夜勤職員加配加算が不正に請求されていた。 - 利用者が外泊しており、夜間にグループホームに不在であるにもかかわらず、夜間に支援を行ったとして、夜勤職員加配加算が架空に請求されていた。
令和6年度	
指定取消／ 一部効力停止	
愛知県	



グループホームにおける食材料費の取扱い等について

日頃から厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「国の定める指定基準」という。）において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしており、各都道府県等の条例において、これを参酌した基準（以下「グループホームの指定基準」という。）が定められているところです。

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するものであり、各都道府県等の条例において定めるグループホームの指定基準への違反にも該当するものと考えられます。

各都道府県・市町村におかれては、グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるよう、管内市町村及びグループホームを運営する事業者に対して周知徹底するとともに、各自治体が行う監査等の場においても食材料費の徴収に関して適正な運用がなされているか確認いただくようお願いします。

また、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 7 項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第 5 号）にも該当する可能性がありますので、こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて確認や対応を講じていただくようお願いします。

令和5年10月20日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
監査指導室／障害福祉課地域生活・発達障害者支援室 事務連絡 より

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。



3.届出等について

1.変更届

指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児支援事業者等は、指定の内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から**10日以内**に「変更届」を届け出る必要があります。（内容によっては、事前協議が必要となるものや届け出る必要がないものもありますので、「**5.指定後の注意事項**」で各サービス別にご確認ください。）

2.給付費算定届

給付費の算定に係る事項に変更がある場合は、「給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表」を提出してください。（変更届は不要です。）

加算等の内容の変更に係る届出のうち、算定される単位数が増える（報酬が増額となる）ものについては、**毎月15日**までに届け出があった（適正な書類として受理した）場合には**翌月1日**から、**16日から翌月15日**までに届け出があった（適正な書類として受理した）場合には**翌々月1日**から算定できます。

高槻市ホームページ

障がい福祉サービス等変更届・変更申請のご案内

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2261.html>



地域生活支援事業変更届のご案内

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2260.html>



届出は「高槻市簡易申込」どうぞ

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5811





令和7年3月31日付け指定障がい福祉サービス等に係る指定申請、報酬請求等の様式について、厚労省またはこども家庭庁が定める様式を用いることとする改正が行われました。(令和8年3月31日まで経過措置あり)

この改正をふまえ、本市の様式においても、国の標準様式とする改正を行いました。

様式第1号の2(第2条関係)

更新申請書

(宛先) 高槻市長

指定障がい福祉サービス事業所/指定障がい者支援施設
指定障がい児通所支援事業所
指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障がい児相談支援事業所
指定更新 申請書

年 月 日

所在地
申請者 名称
代表者

表題の事業所・施設に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

フリガナ 名称		法人番号(13桁)	
主たる事務所の所在地 (郵便番号)			
連絡先 電話番号 (内線)			
E-mailアドレス			
法人等の種類			
代表者の職名・氏名・生年月日		職名	フリガナ 氏名
代表者の住所 (郵便番号)		生年月日	年 月 日
フリガナ 名称			
事業所(施設)の所在地 (郵便番号)			
多機能型事業所に係る指定の申請の場合は○			
同一所在地において 行う事業等の種類	共生型サービスの 指定を申請する ものに○	今回の指定更新・変更 申請をする対象事業等 に○	既に指定を受けている 事業に○
事業の開始予定年月日	本申請書に添付して提出 する様式(付表)		
指定を受けようとする事業所・施設の種類	指定障がい福祉サービス事業所		
指定障がい者支援施設(施設入所支援)	付表1		
指定障がい者支援施設(地域移行支援)	付表1		
指定障がい者支援施設(地域定着支援)	付表1		
指定特定相談支援事業所	付表1		
指定障がい児通所支援事業所	付表2		
指定障がい児相談支援事業所	付表3		
指定障がい児相談支援事業所	付表4		
指定障がい児相談支援事業所	付表5		
指定障がい児相談支援事業所	付表6		
指定障がい児相談支援事業所	付表7		
指定障がい児相談支援事業所	付表8		
指定障がい児相談支援事業所	付表9		
指定障がい児相談支援事業所	付表10		
指定障がい児相談支援事業所	付表11		
指定障がい児相談支援事業所	付表12		
指定障がい児相談支援事業所	付表13		
指定障がい児相談支援事業所	付表14		
指定障がい児相談支援事業所	付表15		
指定障がい児相談支援事業所	付表16		
指定障がい児相談支援事業所	付表17		
指定障がい児相談支援事業所	付表18		
指定障がい児相談支援事業所	付表19		
指定障がい児相談支援事業所	付表20		
指定障がい児相談支援事業所	付表21		
指定障がい児相談支援事業所	付表22		
指定障がい児相談支援事業所	付表23		
指定障がい児相談支援事業所	付表24		
指定障がい児相談支援事業所	付表25		
指定障がい児相談支援事業所	付表26		
指定障がい児相談支援事業所	付表27		
指定障がい児相談支援事業所	付表28		
指定障がい児相談支援事業所	付表29		
指定障がい児相談支援事業所	付表30		
指定障がい児相談支援事業所	付表31		
指定障がい児相談支援事業所	付表32		
指定障がい児相談支援事業所	付表33		
指定障がい児相談支援事業所	付表34		
指定障がい児相談支援事業所	付表35		
指定障がい児相談支援事業所	付表36		
指定障がい児相談支援事業所	付表37		
指定障がい児相談支援事業所	付表38		
指定障がい児相談支援事業所	付表39		
指定障がい児相談支援事業所	付表40		
指定障がい児相談支援事業所	付表41		
指定障がい児相談支援事業所	付表42		
指定障がい児相談支援事業所	付表43		
指定障がい児相談支援事業所	付表44		
指定障がい児相談支援事業所	付表45		
指定障がい児相談支援事業所	付表46		
指定障がい児相談支援事業所	付表47		
指定障がい児相談支援事業所	付表48		
指定障がい児相談支援事業所	付表49		
指定障がい児相談支援事業所	付表50		
指定障がい児相談支援事業所	付表51		
指定障がい児相談支援事業所	付表52		
指定障がい児相談支援事業所	付表53		
指定障がい児相談支援事業所	付表54		
指定障がい児相談支援事業所	付表55		
指定障がい児相談支援事業所	付表56		
指定障がい児相談支援事業所	付表57		
指定障がい児相談支援事業所	付表58		
指定障がい児相談支援事業所	付表59		
指定障がい児相談支援事業所	付表60		
指定障がい児相談支援事業所	付表61		
指定障がい児相談支援事業所	付表62		
指定障がい児相談支援事業所	付表63		
指定障がい児相談支援事業所	付表64		
指定障がい児相談支援事業所	付表65		
指定障がい児相談支援事業所	付表66		
指定障がい児相談支援事業所	付表67		
指定障がい児相談支援事業所	付表68		
指定障がい児相談支援事業所	付表69		
指定障がい児相談支援事業所	付表70		
指定障がい児相談支援事業所	付表71		
指定障がい児相談支援事業所	付表72		
指定障がい児相談支援事業所	付表73		
指定障がい児相談支援事業所	付表74		
指定障がい児相談支援事業所	付表75		
指定障がい児相談支援事業所	付表76		
指定障がい児相談支援事業所	付表77		
指定障がい児相談支援事業所	付表78		
指定障がい児相談支援事業所	付表79		
指定障がい児相談支援事業所	付表80		
指定障がい児相談支援事業所	付表81		
指定障がい児相談支援事業所	付表82		
指定障がい児相談支援事業所	付表83		
指定障がい児相談支援事業所	付表84		
指定障がい児相談支援事業所	付表85		
指定障がい児相談支援事業所	付表86		
指定障がい児相談支援事業所	付表87		
指定障がい児相談支援事業所	付表88		
指定障がい児相談支援事業所	付表89		
指定障がい児相談支援事業所	付表90		
指定障がい児相談支援事業所	付表91		
指定障がい児相談支援事業所	付表92		
指定障がい児相談支援事業所	付表93		
指定障がい児相談支援事業所	付表94		
指定障がい児相談支援事業所	付表95		
指定障がい児相談支援事業所	付表96		
指定障がい児相談支援事業所	付表97		
指定障がい児相談支援事業所	付表98		
指定障がい児相談支援事業所	付表99		
指定障がい児相談支援事業所	付表100		

様式第3号(第4条関係)

変更届

(宛先) 高槻市長

指定障がい福祉サービス事業所/指定障がい者支援施設
指定障がい児通所支援事業所
指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障がい児相談支援事業所
変更届出書

年 月 日

所在地
申請者 名称
代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定障がい福祉サービス事業所等の指定に係る事項の変更の届出先(以下「指定権者」という。)と指定障がい福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出先(以下「監督権者」という。)が同一の自治体であり、かつ、変更事項が「事業所(施設)の所在地」又は「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」の場合であって、同事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、監督権者への変更の届出又は届出書への記載については、指定権者への変更の届出があったことをもって省略させることができることとされているので、その場合には左のチェックボックス(口)に✓を付してください。なお、当該変更届出を受理した指定権者は、当該変更届出の写しを監督権者へ回付してください。

事業所番号	
名称	
所在地	
サービスの種類	
変更年月日	年 月 日
変更があった事項(該当に○)	
事業所(施設)の名称	(変更前)
事業所(施設)の所在地	
事業所(施設)の連絡先(電話番号)	
申請者の名称	
申請者の主たる事務所の所在地	
申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
法人等の種類	
登記事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)	
共生型サービスの該当有無	
事業所(施設)の構造概要・平面図・設備の概要	
利用者又は入所者の定員	(変更後)
管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
サービス管理(提供)責任者又は児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
指定地域相談支援の提供に当たる者又は相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	
運営規程	
協力医療機関・協力歯科医療機関の名称・診療科目・契約内容	
連携就労支援機関の名称	
提供する障害福祉サービスの種類	

高槻市ホームページ

【障がい福祉サービス事業・障がい児支援事業】指定申請書等様式ダウンロード

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2341.html>





付表

付表1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	フリガナ							
	名 称							
	所在地	(郵便番号 569 -) 大阪府 高槻市						
	電話番号							
事業所以外の	E-Mail							
	フリガナ							
	名 称							
	所在地	(郵便番号 -)						
管理者	電話番号							
	E-Mail							
	フリガナ	生年月日	年 月 日					
	氏 名							
サービス提供者	住 所	(郵便番号 -)						
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)							
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称	兼務する職種 勤務時間 : ~ : (実働 時間 分)					
	フリガナ	生年月日	年 月 日					
サービス提供	氏 名							
	住 所	(郵便番号 -)						
	資格	居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護			
	〇運営・設備に関する基準の確認に必要な事項							
営業日(該当する日に〇)	日	月	火	水	木	金	土	祝
	休業日(年末年始・夏季等)							
	平日	: ~ :						
	土曜	: ~ :						
営業時間	日・祝	: ~ :						
	身体介護	身体介護(通院介助)						
	家事援助	家事援助(通院介助)						
	サービス内容							

付表9 就労継続支援事業所の指定等に係る記載事項

サービス種別(申請するものに〇)		就労継続支援A型	就労継続支援B型
事業所	フリガナ		
	名 称		
	所在地	(郵便番号 569 -) 大阪府 高槻市	
	電話番号		
管理者	E-Mail		
	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名	(郵便番号 -)	
	住 所		
サービス管理	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)		
	他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	事業所等の名称	兼務する職種 勤務時間 : ~ : (実働 時間 分)
	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名	(郵便番号 -)	
サービス提供	住 所		
	〇運営・設備に関する基準の確認に必要な事項		
	利用定員(人)		
	前年度利用者数又は推定数(人)		
営業時間	日	祝	
	休業日(該当する日に〇)		
	日		
	利用料		

7月15日から、国の標準様式に合わせて様式(申請書・変更届・付表等)を改めましたので、今後の届出等は変更後の様式を用いてください。



現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け](#) > [福祉事業](#) > [障がい福祉・障がい児支援事業者の方へ](#) > 【障がい福祉サービス事業・障がい児支援事業】指定申請書等様式ダウンロード

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け](#) > [事業者向け申請書](#) > [障がい福祉・障がい児支援事業に関する申請書](#) > 【障がい福祉サービス事業・障がい児支援事業】指定申請書等様式ダウンロード

【障がい福祉サービス事業・障がい児支援事業】指定申請書等様式ダウンロード



ページID : 002341 更新日 : 2025年7月15日更新 [印刷ページ表示](#)

指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児支援事業者の指定申請等の手続きに必要な書類を掲載しています。手続きの説明は各案内のページをご確認ください。

高槻市ホームページ

【障がい福祉サービス事業・障がい児支援事業】
指定申請書等様式ダウンロード

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2341.html>



参考様式、記入例等

参考様式

- [参考様式1 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 \(EXCEL : 485KB\)](#)
- [参考様式2 経歴書 \(EXCEL : 67KB\)](#)
- [参考様式3 実務経験証明書 \(Excelファイル : 31KB\)](#)
- [参考様式4 サビ管\(児発管\)配置誓約書・受講誓約書 \(EXCEL : 35KB\)](#)
- [参考様式4-3 サビ管\(児発管\)基礎研修修了後に実務経験\(OJT\)を行う旨の届出 \(WORD : 46KB\)](#)

参考様式1を国標準
様式に改めました。
前年度平均利用者数
の算出などについて、
参考にしてください。

標準様式等の使用の基本原則化を巡るこれまでの経緯

令和5年6月16日 「規制改革実施計画」(閣議決定)

- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、(略)指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、**標準様式及び標準添付書類**(以下「標準様式等」という。)を作成する。(令和5年度措置)
- ・ 障害福祉サービス等事業者が、**当該標準様式等を用いて手続等を行う**こととするための**所要の法令上の措置**を講ずる方向で検討する。(令和5年度検討・結論)

令和6年2月6日 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- ・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、**標準様式等の使用の基本原則化について検討**を行う。

令和6年11月22日 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」閣議決定

- ・ 障害福祉サービス事業者等の手続負担を軽減するため、**2024年度内に**、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き※について、**標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。**

※ 指定申請及び報酬請求

令和6年12月25日 「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、(略)障害福祉サービス等事業者が(略)地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求(加算届出を含む。以下同じ。)の手続について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた**標準様式及び標準添付書類**(以下「標準様式等」という。)を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。(令和6年度措置)



4.自主点検表について

自主点検表について

自主点検表は、事業者自らが人員や設備、運営に関する基準等を確認し、定期的に事業の運営状況进行评估するためのものです。

利用者へ適切なサービスを提供していただくため、定期的な自主点検をお願いします。

自主点検表（高槻市版）

以下は高槻市版です。順次、令和6年4月版に更新します。

運営指導の際に事前提出書類として、高槻市版をご提出ください。

-  [居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護（WORD：66KB）](#)
-  [生活介護（WORD：64KB）](#)
-  [短期入所（WORD：60KB）](#)
-  [障がい者支援施設（WORD：67KB）](#)
-  [自立訓練（生活介護）（WORD：66KB）](#)
-  [就労移行支援（WORD：79KB）](#)
-  [就労継続支援A型（WORD：76KB）](#)
-  [就労継続支援B型（WORD：73KB）](#)
-  [就労定着支援（WORD：59KB）](#)
-  [共同生活援助（WORD：80KB）](#)

【高槻市ホームページ】自主点検表

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2346.html>





5.虐待防止・身体拘束適正化の取組

障がい者虐待防止に係る取り組みの義務化

- 委員会の設置及び開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施、等

減算あり

令和6年4月から
減算規定が設けら
れました

身体拘束適正化に係る取り組みの義務化

- 身体拘束等の記録
- 委員会の設置及び開催
- 指針の整備
- 研修の実施、等

減算あり

令和6年4月から
減算率が引き上げ
られました

従業者へのハラスメント対策の義務化

- 方針の明確化、従業者への周知、相談窓口の設置、等



虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。



【参考】

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き【令和6年7月】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

【参考】

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/000984210.pdf>

【参考】

厚生労働省 令和6年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修講義動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00019.html

【参考】

大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修(事業所向け)のご案内

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/chiikiseikatsu/shogai-chiki/kenriyougokenshu.html>

【参考】障害福祉の現場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00012.html



6.業務継続計画・感染症対策の取組

業務継続計画の策定に係る取り組みの義務化

- 計画（BCP）の策定（感染症、非常災害時）
- 研修の実施
- 訓練・シミュレーションの実施 等

減算あり

令和6年4月から
減算規定が設けられま
した
(一部経過措置あり)

感染症対策の強化に係る取り組みの義務化

- 委員会の設置・開催
- 指針の策定
- 研修の実施
- 訓練・シミュレーションの実施 等

厚生労働省ホームページ【感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html



7.地域連携推進会議

地域連携推進会議について（障がい者支援施設・共同生活援助）

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定により、障がい者支援施設及び共同生活援助事業所において、地域との連携等のため、地域連携推進会議の開催と地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けることが義務付けられました（令和6年度は経過措置による努力義務）。

厚生労働省において『地域連携推進会議の手引き』が作成されていますので、障がい者支援施設及び共同生活援助事業所におかれましてはこれらをご確認いただき、取り組んでいただきますようお願いいたします。

- [【資料1】地域連携推進会議の手引き（PDF：947KB）](#)
- [【資料2】地域連携推進会議の手引き（別冊）資料編（PDF：1.41MB）](#)
- [【資料3】参考様式（WORD：29KB）](#)

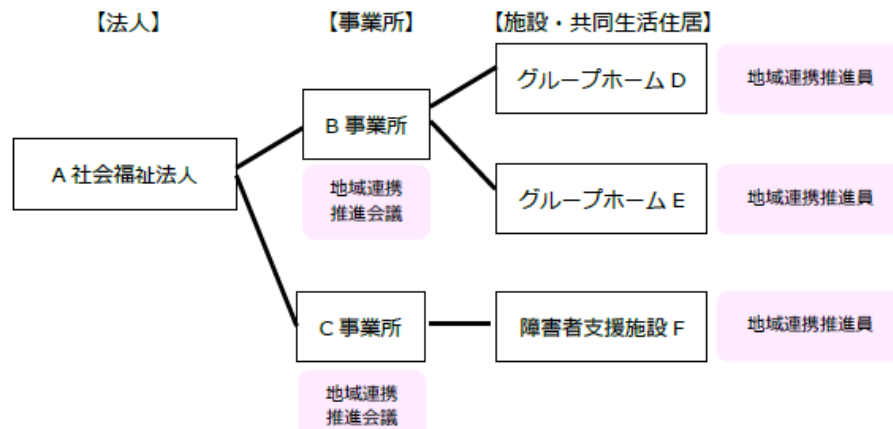
令和7年度から義務化

高槻市ホームページ
地域連携推進会議について

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/128580.html>

地域連携推進会議の設置は、指定を受けた事業所単位となります。会議の開催は、指定を受けた事業所単位で開催することが基本ですが、グループホームにおいて当該事業所が複数の共同生活住居を設置している場合に、全ての共同生活住居に外部の目を入れ透明性を確保することが必要です。このため、1事業所において、複数の共同生活住居を設置している場合には、その共同生活住居ごとに年1回以上、地域連携推進員が訪問する機会を提供してください。以下に例を示します。

<例示>



「地域連携推進会議の手引き」抜粋

※厚生労働省令和5年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究」令和4年度障害者総合推進事業「障害福祉サービス等の質の評価のための基準等の作成に関する研究」の「地域連携推進会議（仮称）の手引き」の改訂版

Top



8.情報公表制度

情報公表制度について

- 事業所の基本情報等を毎年報告し、公表すること
- 新規指定の事業所は、指定後2か月以内に

減算あり

令和6年4月から
減算規定が設けら
れました

高槻市ホームページ: 障がい福祉サービス等情報公表制度のご案内
<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2264.html>

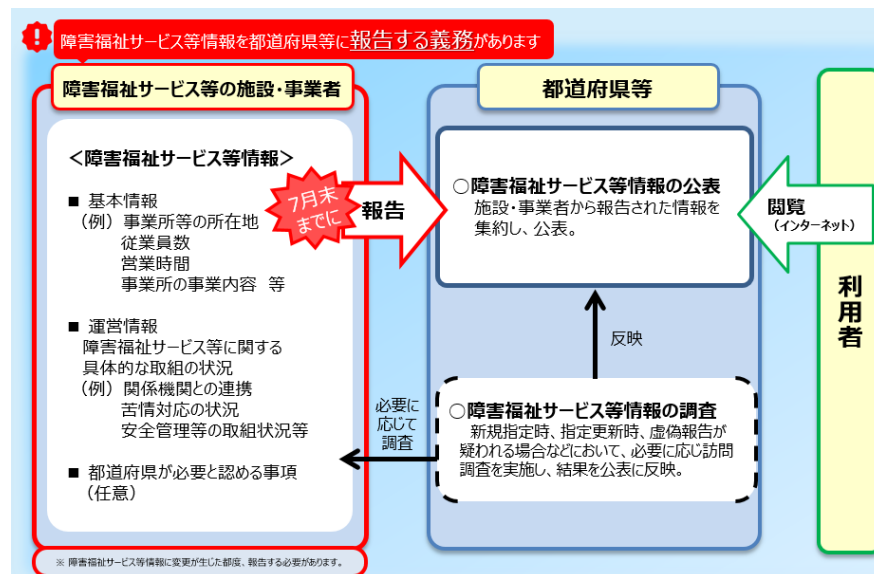


障がい福祉サービス等情報公表制度について

(令和3年11月15日更新)

障がい福祉サービス等を提供する事業者は、その提供するサービスの内容等を毎年報告し、情報公表することが義務付けられています。
情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択と、事業者が提供するサービスの質の向上を目的としています。

[【厚生労働省】障害福祉サービス等情報公表制度の施行について \(PDF: 877.2KB\)](#)





財務状況の見える化システム（障害福祉サービス等情報公表システム）

関連資料 3

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 2.3億円

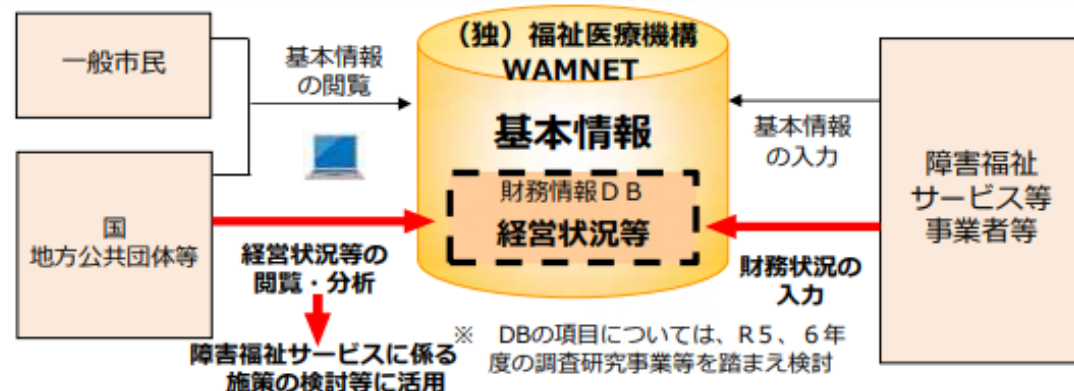
令和6年度補正予算 2.6億円（障害者支援施設等の災害時情報共有システムの改修等の内数）

- 障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務状況の公表が義務化されているにもかかわらず、障害福祉サービス等情報公表制度における財務状況の公表率は、全事業所等の4割程度にとどまっており、また、情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとにPDFで掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。また、障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要がある、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

障害福祉サービス等事業者から詳細な財務状況の提供を求め、（独）福祉医療機構（WAM）において、当該経営情報を公表するために必要な経費を措置するものである。

（※）令和6年度補正予算においては、経営情報の見える化の円滑な施行に向けた入力支援等にかかる経費を措置



3 DB化のメリット

- データを横串で分析可能となり、経年比較の分析も可能となる。
- 統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻に経営状況の分析が可能となる（ひいては報酬改定の基礎データともなり得る）
- 今後、従事者の平均賃金等の情報も追加可能となれば、職員の処遇改善につなげることも可能となり、障害福祉職員の人材確保にもつなげることが可能。

4 交付先（実施主体）等

交付先：独立行政法人福祉医療機構

補助率：定額



障害福祉サービス事業者等の経営情報データベースの整備

障害福祉サービス事業者等の経営情報の報告及び公表について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）における必要な規定の整備を行う。

報告対象となる障害福祉サービス事業者等

- 原則、全ての障害福祉サービス事業者等が報告対象
- ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては、報告対象から除外（※現行の障害福祉サービス等情報公表制度と同様）

障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

〔上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求める（通知事項）〕

障害福祉サービス事業者等から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後 3 月以内
※初回に限り、令和 7 年度内に提出で可
- 報告手段
都道府県知事の定めるところ
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して報告）
※システムへの入力負担軽減の観点から、令和6年度調査研究事業において、事業者が使用する各種会計基準から、経営情報データベースへの入力用にデータ変換を行うツールを作成

都道府県知事の公表方法

- 報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表が可能）

厚生労働大臣による公表

- 経営情報データベースの開発・整備
（（独）福祉医療機構の運営するWAMNET上に構築）
- 全国の情報（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表）



障害福祉サービス等情報公表制度における公表事項（任意）の追加

- 介護サービス情報公表制度において、令和6年度より、一人当たり賃金が任意での公表情報に追加されたことを踏まえ、障害福祉サービス等情報公表制度においても、一人当たり賃金の公表について、任意での公表情報に追加する（公表内容は通知で規定）。
 - この点、法令上、都道府県知事が、情報の提供を希望する障害福祉サービス事業者等から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正）。
- ※1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形での公表を可能とすることとする。（通知事項）
- ※2 原則として、事業所又は施設単位とする。ただし、障害福祉サービス事業者等の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている障害福祉サービス等事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正（案）】

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十 法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

※児童福祉法施行規則も同様の改正を行う

＜参考＞障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

第七十六条の三 （略）

2～7 （略）

8 都道府県知事は、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）であって主務省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

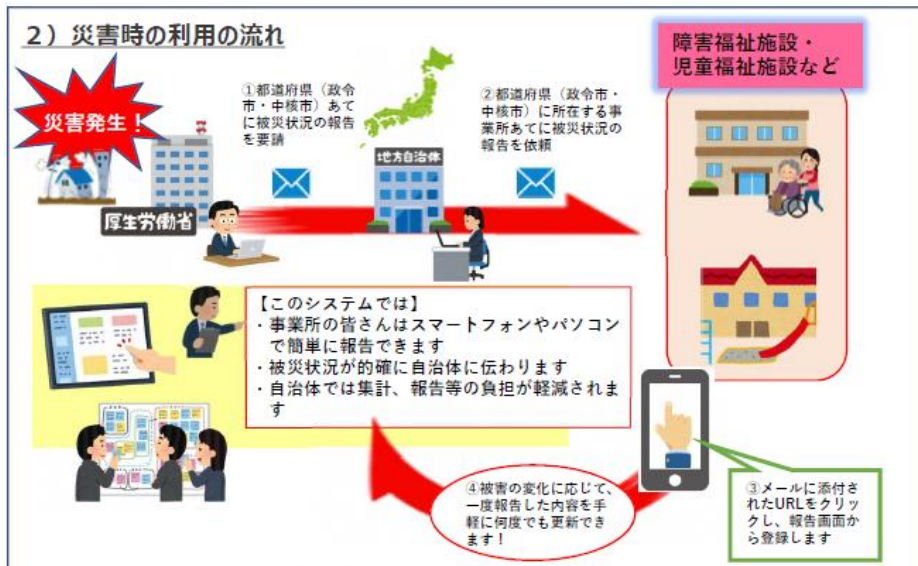


9.災害時情報共有システム

災害時情報共有システム

- 災害発生時に、事業所の被災状況を、市・都道府県（自治体）・国との間で情報共有するためのシステム
- 災害発生時には、登録したメールアドレス（PCやスタッフのスマートフォン）で被災状況を知らせることができます

2) 災害時の利用の流れ



1.障害福祉サービス等情報公表システムへの登録

災害時情報共有システムの利用にあたって、対象事業所は、障がい福祉サービス等情報公表制度により、独立行政法人福祉医療機構WAM NETが運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」に、あらかじめ事業所情報の報告を行っている必要があります。

障がい福祉サービス等情報公表制度については、次のページをご確認ください。

[障がい福祉サービス等情報公表制度](#)

2.新たに災害時情報共有システムに事業所情報を登録する場合

災害時情報共有システムに新規登録が必要な事業所（サービス）について、以下の登録票を高槻市に提出してください。提出された登録票を、高槻市が災害時情報共有システムへ登録します。

[災害時情報共有システム登録票（EXCEL：17KB）](#)

- 登録は、実施している全サービスの登録が必要です。
- 居宅介護と重度訪問介護を実施している場合は、居宅介護と重度訪問介護それぞれ登録



高槻市ホームページ: 災害時情報共有システムのご案内
<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/37153.html>



令和7年度災害時情報共有システムの訓練実施について

実施日時	令和7年10月17日(金)10:00～15:00(想定災害:地震)
対象事業所	・ 指定障がい福祉サービス事業所 ・ 指定一般相談支援事業所 ・ 指定障がい児通所支援事業所 ・ 指定障がい者支援施設 ・ 指定特定相談支援事業所 ・ 指定障がい児相談支援事業所
訓練内容(予定)	① 市が災害時情報共有システムの登録情報(基本的にはメールアドレス)宛に被害状況の報告依頼を発信 ② 事業所が災害時情報共有システムから届いた報告依頼メール記載されたURLにアクセスし、被害状況を報告 ※ <u>報告依頼から一定時間経過後も被害状況が未報告の場合、市から電話等で連絡があります</u>
事前依頼事項	① 災害時情報共有システムに未登録の場合 災害時情報共有システムへの登録をお願いします。登録は、市ホームページに掲載する「災害時情報共有システム登録票」を、簡易電子申込にて、福祉指導課宛にご提出ください。<u>メールアドレスは必ずご登録ください。</u> ② 災害時情報共有システムに登録済の場合 災害時情報共有システムの登録情報(緊急連絡先電話番号、<u>メールアドレス</u>)を最新の情報に更新してください。



10.避難確保計画の作成及び訓練

避難確保計画作成の手引き（令和5年9月修正）



ページID：001115 更新日：2025年5月9日更新

平成29年6月及び令和3年5月の水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律（以下、「土砂災害防止法」という。）の改正を受け、地域防災計画において、要配慮者利用施設として位置付けられた施設の所有者または管理者（以下、「施設管理者等」という。）は、洪水や土砂災害の発生するおそれがある場合に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下、「避難確保計画」という。）の作成及び避難訓練の実施が法律における義務として課されることとなりました。また、施設管理者等は避難確保計画を作成、変更した場合や訓練を実施した場合には、高槻市長に報告する必要があります。

これらのことから、高槻市では、対象となる要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練実施の促進を図るため、以下のとおり「高槻市避難確保計画作成の手引き」を策定しましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

対象となる要配慮者利用施設の一覧と対象となる災害

※市地域防災計画に記載されていない施設や、この時点以降に新たに設置された施設でも、浸水区域内や土砂災害警戒区域内に立地する場合は今後対象となります。

[要配慮者利用施設一覧（令和7年3月31日）（PDF：189KB）](#)

高槻市ホームページ：避難確保計画作成の手引き（令和5年9月修正）

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/2/1113.html>

【対象となるサービス（者）】

生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、共同生活援助、障がい者支援施設



浸水想定0.5m以上に該当する場合、避難確保計画の作成と、定期的な訓練（年1回）を実施し、高槻市へ報告することが必要

高槻市ホームページ：わが街高槻ガイド

<https://www2.wagmap.jp/takatsuki/Portal> →「水害・土砂ハザードマップ」から住所検索



11.業務管理体制の整備

全ての指定事業者(法人)は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられています

4 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先は、事業所等の所在状況によって定められています。

届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。次の1から4ごとに、届出先を確認し、届出をしてください。

例えば、1から4の全ての事業を行う事業者は、4件の届出を行う必要があります。

1. 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設（障害者総合支援法第51条の2）
2. 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第51条の31）
3. 指定障がい児通所支援事業者（児童福祉法第21条の5の26）
4. 指定障がい児相談支援事業者（児童福祉法第24条の38）

事業所等の区分	届出先
事業所または施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省
特定相談支援事業または障がい児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村に所在する事業者	市町村
全ての事業所または施設が同一の指定都市または中核市内に所在する事業者	指定都市・中核市
上記以外の事業者	都道府県

高槻市への届出が必要な事業所

高槻市への届出が必要となるのは、上の1から4ごとに、全ての事業所または施設が高槻市に所在する事業者です。

高槻市外にも事業所があり、全ての事業所または施設が大阪府内に所在する事業者は、大阪府に届け出てください。

2以上の都道府県に事業所または施設が所在する事業者は厚生労働省に届け出てください。

法人名・法人所在地・法人代表者・法令遵守責任者等に変更がある場合は変更の届出が必要



高槻市ホームページ:業務管理体制の整備と届出のご案内

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2269.html>



12.事故防止の取組

【報告されている事故(令和6年度)】

サービス	事故の内容
入所	吐しゃ物による窒息
入所・訪問	支援中に利用者が転倒
GH	服薬ミス(飲み忘れ・別人の薬・時間誤り・利用者が取り出して飲んだ 等)
GH	利用者の預かり金を紛失
GH	利用者が近所の家に侵入
GH・通所・訪問	利用者の行方不明 (事業所で発見、自宅付近で発見、駅で発見、市外の駅で発見 等)
通所	アレルギー物質を含む食事やお菓子を誤って提供(卵、エビ 等)
通所	誤食(セロテープ、ブロック 等)
通所	利用者同士の接触によるケガ (噛みついた、押し倒した、玩具が当たった、刃物で切りつけた 等)
通所	施設外での支援中に他害行為があった

事故が発生した時は
市に報告してください。

<https://www.city.takatsuki.osakajp/soshiki/30/2267.html>



すぐに報告書が作成できない場合は、
電話でご一報ください



12.事故防止の取組

【報告されている事故(令和6年度)】

サービス	事故の内容
通所	利用者に職員の足が当たり前歯が抜けた
通所	移乗の際に経管栄養カテーテルが抜けた
通所	利用者の手を引いて誘導した際に腕が抜けた
通所	熱湯による太ももの熱傷
通所	ベルトコンベアに指を巻き込まれて骨折
通所	支援中のケガ(はさみで指を切った、畳ですりむいた 等)
通所	送迎車に利用者を乗せ忘れ
通所	送迎車に利用者を置き去り
通所	法定代理受領通知を誤って他の利用者に送付
訪問	入浴介助中に発赤部をスポンジで洗い出血
訪問	部屋を暖めるために設置した電熱ヒーターがシートに接触し発火
訪問	ヘルパー同士が支援中に出会い、それぞれの利用者の個人情報に関する話をした



12.事故防止の取組

令和6年度の重大事故等について

発生年月	施設種別	発生状況	備考
令和6年5月	生活介護	車椅子の利用者が送迎車に乗降時、車椅子を機械で引き上げる操作をする際に利用者の足がステップに乗っていることを最後まで目視確認しなかったため、利用者の足が車両内の構造物と車椅子の間に挟まれ骨折してしまった案件。	
令和6年9月	短期入所	利用児童が事業所建物から出て行ってしまった事案。警察に通報して捜索していたところ、警察により保護された案件。 本来、施錠されているべき扉の施錠ができていなかったことが要因。	60分程度の所在不明 体調への影響なし
令和6年12月	施設入所	利用者の移動介助を本来、二人で行うべきところ一人で行ったため、利用者を持ち上げた際に骨折させてしまった事案。	
令和7年1月	施設入所	利用者の移動介助を本来、二人で行うべきところ一人で行ったため、利用者が車椅子からずり落ち、骨折した事案。	
令和7年1月	短期入所	利用児童が事業所建物から出て行ってしまった事案。近隣住民からの報告で判明した。 出入口の施錠状況の確認や、プザーの使用で改善予定。	15分程度の所在不明 体調への影響なし

大阪府ホームページ 重大事故等について

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshido/jiritu_top/jiko-sya.html



12.事故防止の取組

【基本的な視点】

- 「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という考え方で取り組む
- 個別性が高いため、それぞれの事業所において、十分な検討と創意工夫が必要

【未然に防止するために】

- コミュニケーションの重要性
- 苦情解決への取組み
- サービス提供場面におけるリスクと事故防止策

ひやりはっと
報告の取組み
が有効

【事故が起こってしまった時の対応方針】

利用者ご本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った対応が基本

- 事故対応については、個人プレーでなく組織として対応、事実を踏まえた対応、窓口を一本化した対応を原則とする
- 事実の把握と家族等への十分な説明を行い、「今後どうするのか」という改善策の検討と実践を行い、誠意ある対応を行う
- 事故が起きた場合、事故発生直後の迅速な対応のため、手順の明確化や連絡先リストの作成などを予め行い、周知徹底をしておく

【参考】 福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて～
(平成14年3月28日)福祉サービスにおける危機管理に関する検討会

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/03/s0328-1.html>



13. 就労選択支援について

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本プロセス

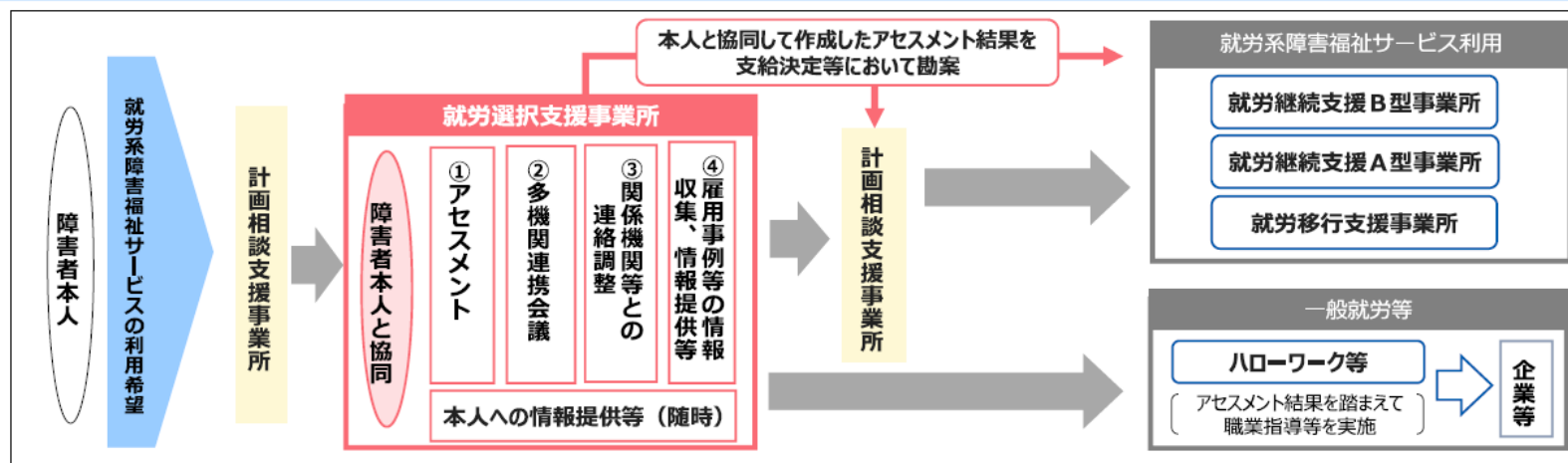
- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
 - 特定事業所集中減算 200単位/月
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



資料【厚労省】令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容 抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf>



13. 就労選択支援について

【就労選択支援の指定基準等の概要】

実施主体	就労移行支援等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又はその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると認められる事業者
人員基準	管理者（次のいずれか） ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等） ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者 ③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者 就労選択支援員 ① 就労選択支援員養成研修を修了している者。ただし、令和10年3月31日までは、経過措置あり ② 常勤換算で利用者数を15 で除した数以上
設備基準	訓練・作業室（訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること）、相談室、洗面所、便所、多目的室
最低定員	10人以上
報酬	利用者1人、1日につき1,210単位

【指定申請の手続きについて】

令和7年7月17日付けで就労選択支援の指定申請の手続きについて、通知を発出しています。
8月中旬～下旬にヒアリングを実施しますので、事業を考えておられる事業者におかれましては、お早目にご相談ください。



13. 就労選択支援について

【就労選択支援員養成研修】

(厚生労働省) 就労選択支援員養成研修のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001489464.pdf>



R7.06 改訂版

就労選択支援員 養成研修のご案内

受講料
無料



研修目的

就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択し、障害特性を踏まえたサービスの提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげられるよう、就労選択支援に従事する就労選択支援員が専門的知見を習得している必要があります。

令和7年10月から就労選択支援を円滑に開始し、実効性あるサービスとするため、就労選択支援員養成研修が広く周知・理解されるようになることを目的として実施します。

受講対象者

基礎的研修を修了していること、または「障害者の就労支援分野の勤務実績」が通算5年以上あること。

ただし、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修(※)の修了者は就労選択支援員養成研修を受講できる。

※基礎的研修と同等以上の研修とは、以下の研修とする。

- 就業支援基礎研修(就労支援員対応型)
- 訪問型職場適応援助者養成研修
- サービス管理責任者研修専門コース別研修(就労支援コース)
- 相談支援従事者研修専門コース別研修(就労支援コース)

本案内の内容についてご不明点があればホームページ上のFAQをご確認ください



14. 資格の確認

【同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正】

同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について

(参考資料1)

概要

- 同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう要件を改正する（通知改正）。

(改正内容)

- ・サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する（※1）。

①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（※2）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（※1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正

（※2）現行カリキュラムの養成研修修了者を含む

同行援護のサービス提供責任者の要件

現行

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験3年以上

同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

改正後（令和7年4月より実施）

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験3年以上

同行援護従業者養成研修（一般課程）
+ 視覚障害者の介護等の業務3年以上

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）

同行援護従業者
養成研修（応用
課程）

「同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正等について」

（令和7年1月31日付け厚生労働省障害福祉課・こども家庭庁障害児支援課事務連絡）



14. 資格の確認

大阪府ホームページ

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の制度について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090070/chiikiseikatsu/shogai-chiki/sabikanseido.html>

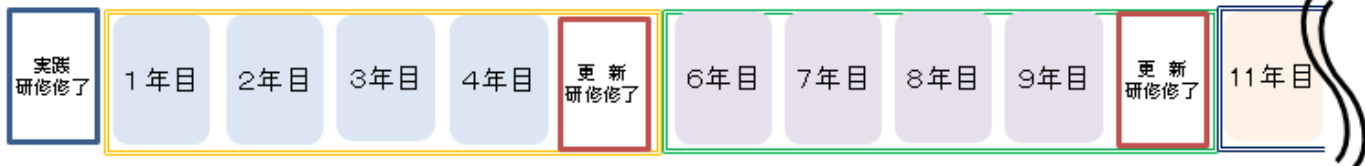
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修受講のイメージ

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修は、実践研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、受講する必要があります。例えば、2021（令和3）年度に、実践研修を修了した方で、引き続きサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの間に更新研修を修了する必要があります。2026（令和8）年度までに更新研修を修了しなかった場合は改めて実践研修を修了しなければなりません。

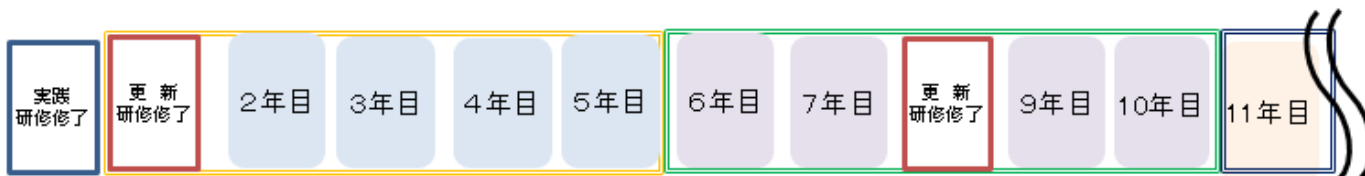
【更新研修受講例】

2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度	2030 (R12) 年度	2031 (R13) 年度	2032 (R14) 年度
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

例1



例2



5年の間に1回受講

5年の間に1回受講

対象：生活介護、自立訓練、
就労系サービス、施設、GH



【サービス管理責任者・OJT期間の緩和要件】

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

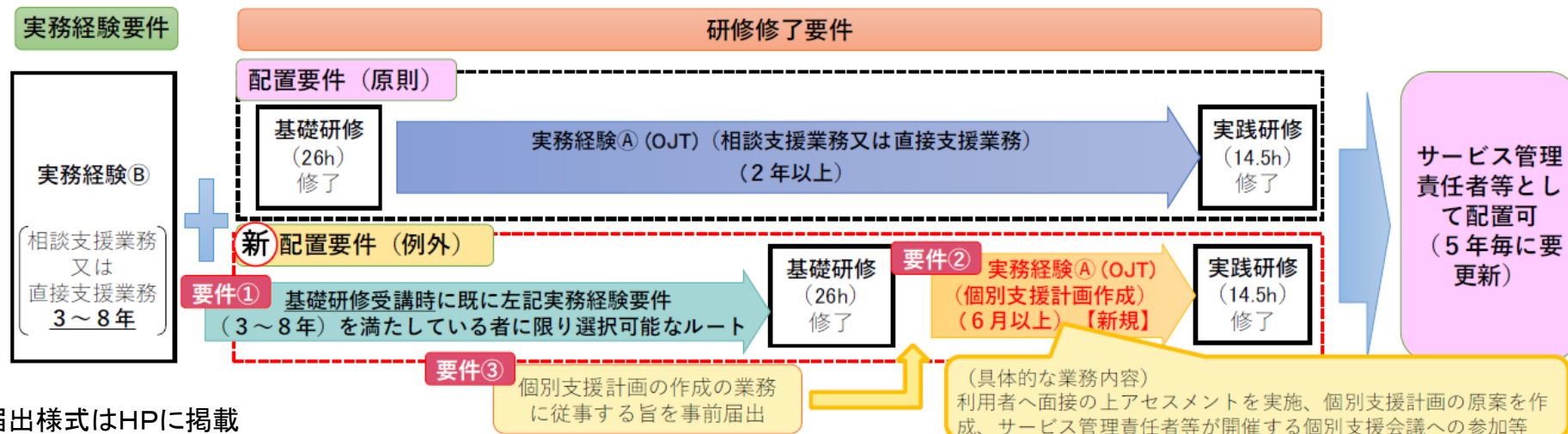
① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件B（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
 - やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。
（施行日前の実務経験A(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



※ 届出様式はHPに掲載

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2341.html>



→参考様式4-3



【サービス管理責任者・やむを得ない事由による措置】

② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

◆ やむを得ない事由とは？ 下記①～③が該当します。

- ① サービス管理責任者等の急死、事故、急病等により急遽勤務不可となった場合
- ② サービス管理責任者が自己都合等で急に退職（下記×）した場合（予見できなかった場合のみ）
 - × 法人内での人事異動や、定年退職等、予見できるものは、該当しません
 - × 自己都合による退職であっても、交代までに要する相当と認める期間がある場合は該当しません
- ③ 災害等により研修が中止（延期は対象外）になり、期間内に受講できなかった場合

注意

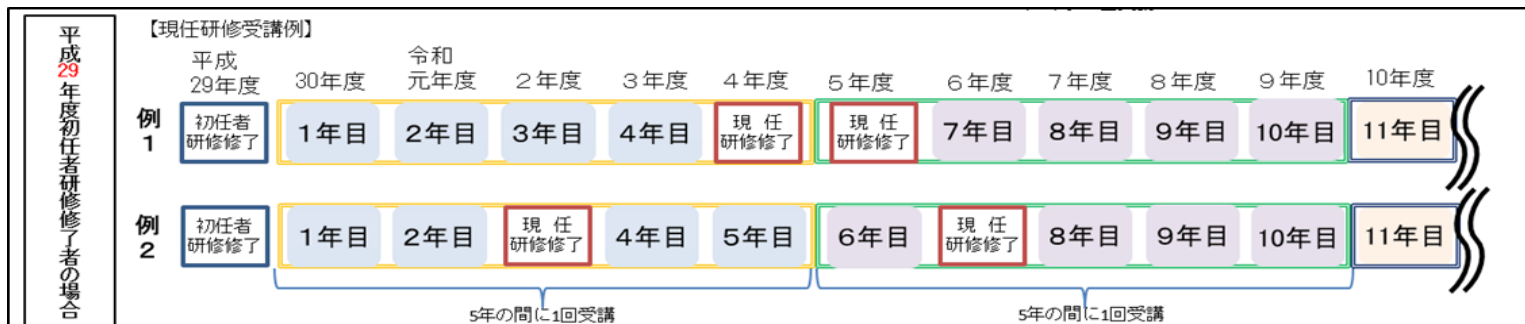
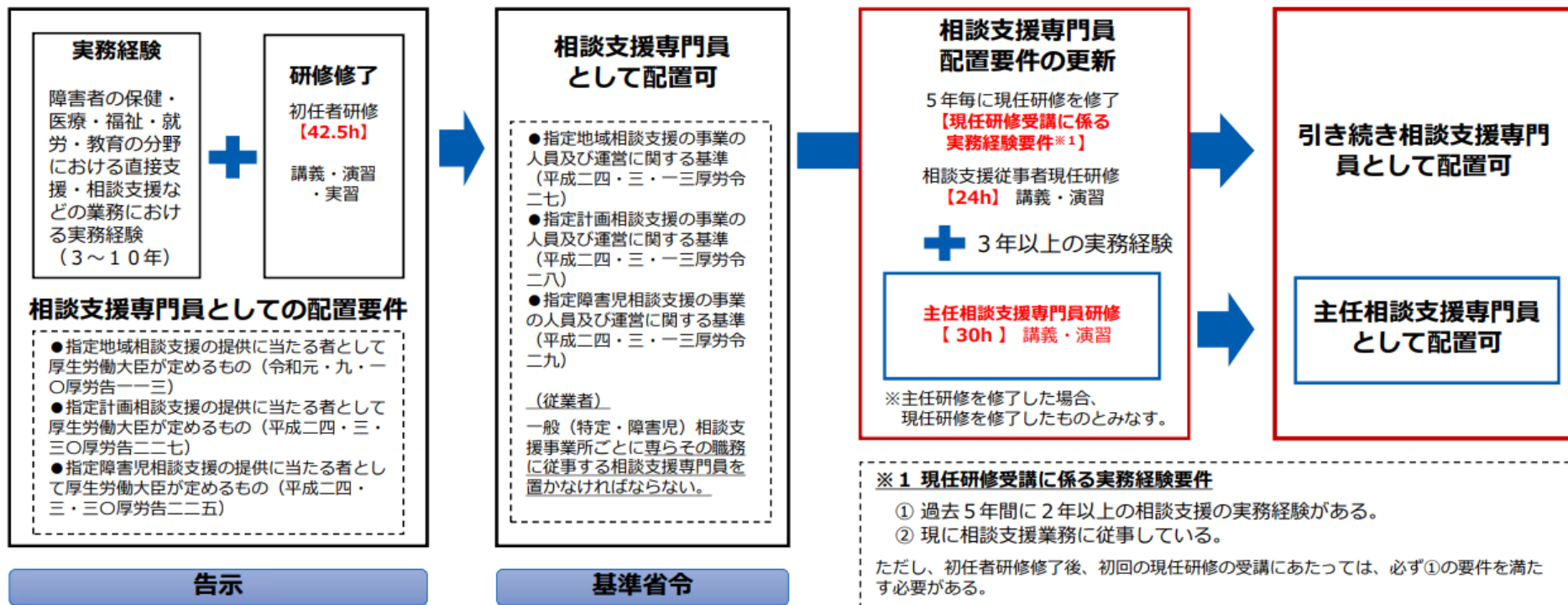
法人で「やむを得ない」と判断しても、実際には「やむを得ない事由」に該当しない変更理由であったことが発覚する事案があります。必ず、電話で事前に相談をしてください。



【相談支援専門員の研修要件】

専門コース別研修（任意研修）

※今後カリキュラム改定や一部必須化及び主任研修受講の要件化について検討



対象：
特定相談、障がい児相談、一般相談



15.利益供与等の禁止

利益供与等の禁止(省令第38条)

1 指定事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

事業者等の
紹介が公正に
行われるため



15.利益供与等の禁止

利益供与等の禁止(省令第38条)

1 指定事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

事業者等の
紹介が公正に
行われるため

【解釈通知】 令和7年度改正

「他の障がい福祉サービスの事業を行う者等」は、障がい福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含む

(基準違反の具体例)

- 指定障がい福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者(障がい福祉サービス事業者以外の事業者)に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行う
- 利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与する



15.利益供与等の禁止

利益供与等の禁止(省令第38条)

1 指定事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

事業者等の
紹介が公正に
行われるため

2 指定事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

【解釈通知】 令和7年度改正

「紹介」とは、指定障害福祉サービス事業者と利用者又はその家族を引き合わせること
(基準違反の具体例)

- 指定障がい福祉サービス事業者に利用者等の情報を伝え、利用者等への接触の機会を与えること
- 利用者等に指定障がい福祉サービス事業者の情報を伝え、利用者の申出に応じて、指定障がい福祉サービス事業者と引き合わせること



15.利益供与等の禁止

利益供与等の禁止(省令第38条)

1 指定事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

事業者等の
紹介が公正に
行われるため

【解釈通知】 令和7年度改正

利益供与等は、契約書上の名目等に関わらず、実質的に、利用者等の紹介の対価として、財産上の利益が提供されているかで判断されるものであり、様々な方法により行われる場合を含むものである。

例えば、指定障がい福祉サービス事業者が、他の事業者に対し、自法人の指定障がい福祉サービス事業所の情報について、ホームページ等への掲載を依頼して掲載料を支払うことは、情報の掲載に対する対償であり、当該規定に違反しないと考えられるが、個々の利用者等の紹介の対償として支払っていると判断される場合においては、当該規定に違反すると考えられる。



15.利益供与等の禁止

利益供与等の禁止(省令第38条)

1 指定事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービス事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

事業者等の
紹介が公正に
行われるため

【解釈通知】 令和7年度改正(就労系サービスのみから全てのサービスへ拡大)

障がい福祉サービスは、障がい者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障がい者が自ら障がい福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障がい者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為を事業者は行ってはならない



16.運営指導における指摘事項について

【各サービス共通(人員基準・勤務体制の確保)】

項目	事例
1. 事業所に配置すべき人員基準を把握していない	- 常勤換算2.5人(訪問系)・職種ごとの職員配置比率 - 前年度平均利用者数
2. 有資格者の証明ができない	- 資格証明書・研修受講証明書がない - 実務経験証明書がない
3. 事業所の従業者であると確認できない	- 雇用契約書等がない・法人役員等の勤務の記録がない - 職員が他の事業にも従事している
4. 勤務実績がわからない	- 勤務実績表を作成していない - 出勤簿・タイムカードがない
5. 必要な人員が配置されていない	- サービス提供責任者が不足 - サービス管理責任者が不在 - 従業者の員数が不足
6. 職員研修が行われていない	- ほとんど研修を行っていない(記録がない) - 新規採用職員に必要な内容の研修内容が実施されていない(記録がない)

法人役員でも支援者として従事する場合は、従事していることを明らかにすること

減算が適用
(最大50%)

- ・虐待防止
- ・身体拘束適正化
- ・非常災害対策
- ・感染症対策
- ・BCP の内容



16.運営指導における指摘事項について

【各サービス共通(運営基準)】

項目	事例
1. 契約書	・ 体験利用の契約書(グループホーム)がない ・ 移動支援の契約はあるが、居宅介護の契約がない
2. 重要事項説明書	・ 第三者評価の実施状況(実施の有無など)が記載されていない ・ 苦情解決の体制及び手順について規定されていない ・ 虐待防止委員会の設置について規定されていない
3. サービス提供記録	・ 作成して利用者の確認を受けていない
4. 利用者負担額等の受領 5. 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	・ 利用者に求めるべきではない費目を求めている ・ 徴収する金額の根拠が不明瞭(食費・光熱水費) ・ あいまいな名目の費用を徴収している ・ 領収書を交付していない ・ 徴収金額に誤りがあった ・ (施設入所支援)特定障がい者特別給付費が利用者に支給された場合は、食費等の基準費用額を限度とする必要があるところ、これを超える額を徴収



16.運営指導における指摘事項について

【各サービス共通(運営基準)】

項目	事例
6. 法定代理受領通知	利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知していない
7. 業務継続計画の策定等	- 業務継続計画(自然災害・感染症)を策定していない - 従業者への研修(年1回)や訓練(年1回)を行っていない
8. 非常災害対策	- 非常災害に備えた計画やマニュアルが不十分 - 定期的な避難訓練(消防計画に基づく避難訓練は年2回以上)を実施していない
8. 身体拘束等の禁止 9. 虐待の防止	- 身体拘束適正化及び虐待防止委員会を開催(年1回)していない - 従業者への研修(年1回)を行っていない - 身体拘束に係る具体的な手順や様式を整備していない - 身体拘束廃止及び虐待防止のための指針が作成されていない



16.運営指導における指摘事項について

【各サービス共通(運営基準)】

項目	事例
11. 衛生管理等	・ 感染症対策委員会を開催(3か月に1回(サービスによっては6か月に1回))していない ・ 従業者への研修(年2回(サービスによっては年1回))を行っていない
12. 苦情解決 13. 事故発生時の対応	・ 対応マニュアルが作成されていない ・ 台帳を整備し記録していない ・ ひやりはっとの取組を行っていない ・ 軽微ではない事故(利用者の行方不明など)を市に報告していない
14. 秘密保持等	・ 個人情報の使用について、利用者及びその家族・利用者の家族から文書による同意が得られていない
15. 工賃・賃金の支払い(通所系サービス)	・ 工賃の支払根拠が不明確(工賃規程の整備など) ・ 生産活動の収入から経費を控除した額を工賃(賃金)として支払うこと(就労支援事業会計が不明瞭) ・ 前年度平均工賃額及び工賃向上計画を利用者に通知していない



【個別支援計画作成の流れ】

くりかえし

一連の流れ	事例
1. アセスメント(面接)	- 記録がない ・利用者家族または相談支援専門員の記録しかない - 初回から更新していない
2. 個別支援計画の原案の作成	- 作成していない - 十分な検討なく、利用者面談のみで計画を完成 (生活介護)支援の標準的な提供時間を記載していない
3. 担当者を招集する会議	実施していない ・サビ管が一人で作成している ・記録がない
4. 個別支援計画の作成	作成していない ・利用開始からだいぶ遅れて作成している
5. 利用者へ説明・同意・交付	- 同意を得ていない ・日付がない ・利用者に交付していない - 相談支援事業所に交付していない
6. サービス提供	サービスの内容が個別支援計画とあっていない
7. モニタリング (面接と計画の進捗状況の把握)	- 最低限行うべき期間に行っていない - 利用者の環境や必要なサービスが変化しているのに、計画の変更を検討していない

留意事項

- サビ管・サ責が個別支援計画の作成に係る一連の業務を担当すること
- 画一的な内容では、個別支援計画とはいえません
- 利用者の課題や目標を丁寧に洗い出し、関わる職員の間で支援方針の共有を

一連の流れが適切でない場合は報酬の減算
(最大50%)



16.運営指導における指摘事項について

【各サービス共通(変更届・本体報酬)】

項目	事例
設備	・ (施設入所支援・短期入所)居室にブザー又はこれに代わる設備を設けていない
変更届	・ 管理者又はサービス提供責任者(サービス管理責任者)に変更があるのに変更届が提出されていない ・ 平面図に変更があるのに変更届が提出されていない
本体報酬	・ サービスを提供した記録がない



16.運営指導における指摘事項について

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援】

移動支援の非常勤ヘルパーの実績時間数を除いて、
2.5人以上従業者を確保する必要があります

項目	事例
人員基準	常勤換算方式で2.5人以上従業者が確保されていない
人員基準	- 資格を有しない従業者に従事させている - 有資格者であることが確認できない(合格証はあるが資格証がないなど) (行動援護)実務経験が要件になっている場合に、実務経験証明書がない
人員基準	- 管理者が多くサービスに従事しており、業務に支障が生じかねない状況 - 管理者が、同一敷地以外の業務を兼務している - 非常勤職員であるサービス提供責任者について、常勤職員の勤務すべき時間の2分の1以上に達していない
運営基準	- 居宅介護計画等が作成されていない - 長年見直しされていない



16.運営指導における指摘事項について

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援】

項目	事例
本体報酬	- サービス提供時間と請求が一致しない - 通院等介助について、始点及び終点が共に通所先の事業所である
初回加算	初回加算の算定にあたって、サービス提供責任者が、初回もしくは初回のサービス提供月にサービスを行った(または同行した)ことが確認できない
緊急時対応加算	緊急時対応加算の算定について、緊急にサービス提供を行った場合の、要請があった時間、要請の内容等の記録がない
院内介助・待機時間の算定	- 院内介助は原則報酬の算定対象外 - 必要性がある場合は、計画に位置付けること
その他	給付費の算定にあたっては、現に要した時間ではなく、計画に位置付けたサービスを行うのに必要な標準的な時間で算定すること



【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護】

要件の一部のみ満たさない場合でも、加算の要件を満たしていないと判断されます

項目	事例
特定事業所加算	・ 全ての要件を満たしていることが確認できない

例えば・・・

- ① すべての従業者(登録を含む)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること
- ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。
 - ・ サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、すべてが参加するものでなければならない
 - ・ 会議の開催状況については、その概要を記録すること
 - ・ 「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある
- ③ サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けること。
- ④ 事業所のすべての従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。

要件は他にもあります。点検してください

【注意】 令和6年度から

特定事業所加算の加算要件に、「中重度障がい者」に加えて「重度障がい児」の対応を追加



【通所系サービス】

相談援助をして
いなければ
算定不可

項目	算定が認められない事例
欠席時対応加算	「利用予定の日」の<u>当日・前日・前々日に中止の連絡があったと確認できない</u> <u>電話等で確認した利用者の状況、相談援助の内容（次の利用を促しなど）の記録がない</u>
福祉専門職配置等加算	人事異動などにより、算定要件を満たさなくなっていることに気付かず、そのまま算定している
送迎加算	送迎していない（記録がない）日に算定
食事提供体制加算・給食加算	- 食事を提供していない日に算定している（行事・早退など） - 事業所で調理したものでないものを提供している（クックチル・クックフリーズ等を除く）
（就労系） 本体報酬	報酬算定区分の根拠となるもの（平均工賃月額・スコア表の各種項目・就労実績数など）について、その根拠を明確に示すことができない
重度障害がい支援加算	- 支援計画シート及び支援手順書兼記録用紙が作成されていない - 記録はあるが、実態が乖離している

日中一時支援・
地域活動支援
センターも



【生活介護】

【標準的な利用時間について】例

- ①毎月第3水曜日の午後は定期通院がある
- ②毎週火曜日の午後は帰宅し、居宅介護(家事援助)がある
- ③利用者の意向(併給以外の理由)で毎週短時間となる日がある
- ④事業者都合で年に1回利用者を帰らせて職員会議を実施する
- ⑤イベントの日全員短時間とした

いずれの日も標準的な
所要時間での報酬算定
が可能
※短時間が恒常的になる
場合は、見直すこと

項目	算定が認められない事例
本体報酬	障がい特性により利用時間が短時間(サービス提供時間が6時間未満)ではない利用者について、標準的なサービス提供時間に障がい特性等による配慮時間を加えている
入浴支援加算	医療行為を必要とする者または重症心身障がい者ではない者について算定している

【施設入所支援】

項目	算定が認められない事例
口腔衛生管理体制加算	「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」(※)が未作成 ※個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない



【共同生活援助】

項目	算定が認められない事例
夜間支援体制加算	- 個別支援計画への位置付けがされていない (夜間支援体制加算Ⅱ)1人の宿直を行う夜間支援従業者が複数の共同生活住居の夜間支援を行っているが、少なくとも一晩につき1回以上巡回したことが確認できない
日中支援加算	- 個別支援計画への位置付けがされていない - 休日に支援を行った場合に算定している - 基準上配置すべき員数に加えて生活支援員又は世話人を加配していることが確認できない
重度障がい者支援加算	- 生活支援員のうち20%以上が強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)修了者等であることが確認できない - 強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)修了者等が支援計画シート等を作成していない

就寝準備の確認、寝返りや排泄の支援等のほか、緊急時の対応など利用者の状況に合わせて位置付けが必要

【短期入所】

項目	算定が認められない事例
重度障がい者支援加算	強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)修了者等が支援していない(記録がない)日に、100単位又は70単位を加算して算定している



【就労定着支援】

項目	算定が認められない事例
本体報酬	就労定着率(※)を誤って算定している ※ 過去3年間に就労定着支援を<u>開始した</u>利用者数で算出する

【計画相談支援】

項目	算定が認められない事例
サービス提供時モニタリング加算	サービス提供の現場を訪問し提供現場を確認していない(記録がない)日に算定している
遠隔地訪問加算	特別地域に居住していない利用者について算定している



17. 処遇改善加算について

処遇改善加算の更なる取得促進に向けた方策

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等 ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善		○	○	◎	◎
昇給の仕組み			○	○	○
改善後賃金年額440万円				○	○
経験・技能のある福祉・介護職員					○

①：令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」への対応。

※ ○：6区分からそれぞれ1つ以上、◎：6区分からそれぞれ2つ以上の取組を行う。

→ 令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとします。（通知改正）
さらに、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとします。（通知改正）

②：「昇給の仕組み」への対応

→ 令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとします。（通知改正）

※「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとする。

③：「改善後賃金年額440万円」への対応

※「経験及び技能を有する福祉・介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。

→ 現行規定において「加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合」は当該要件の適用除外となっている点について、当該規定の周知や明確化を行う。（通知改正、QAの発出）

加えて、申請の事務負担への対応として、以下の措置を講じる。

- ・要件を満たしているかどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化。
- ・①処遇改善加算、②障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請様式を一体化。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課
「処遇改善加算等について」
社会保障審議会障害者部会(第145回)・
こども家庭審議会障害児支援部会(第10回) R7.130 参考資料3



18. 遵守すべき関係法令等

【指定事業者が遵守すべき基準】

厚生労働省令等(高槻市条例による引用)

	療養介護、生活介護、 自立訓練、 就労移行支援、 就労継続支援	居宅介護、重度訪問介護、同行援 護、行動援護、短期入所、 就労定着支援、自立生活援助、 共同生活援助	障がい者支援施設
最低基準	障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律に 基づく障害福祉サービス事業の設 備及び運営に関する基準	なし	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営 に関する基準
指定基準 解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準に ついて(H18.9.29障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害福祉部 長通知)		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営 に関する基準について(H19.1.26障発第0126001号厚生労働 省社会・援護局障害福祉部長通知)

指定障がい福祉サービス事業者が遵守すべき基準を定めた高槻市条例は
ホームページでご確認いただけます。

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/47552.html>





18. 遵守すべき関係法令等

【指定事業者が遵守すべき基準】 厚生労働省令等

	計画相談支援	地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)
指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)
指定基準 解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(H24.3.30障発第0330第22号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(H24.3.30障発第0330第21号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知)

指定障がい福祉サービス事業者が遵守すべき基準を定めた高槻市条例はホームページでご確認いただけます。

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/47552.html>





18.遵守すべき関係法令等

【報酬の算定要件(指定障がい福祉サービス事業)】

	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助	計画相談支援	地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)
報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)
報酬告示 留意事項 通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(18.10.31障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(H18.10.31障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)



18. 遵守すべき関係法令等

【地域生活支援事業において遵守すべき基準】

	移動支援 日中一時支援 訪問入浴	地域活動支援センター
最低基準	なし	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)
登録基準	高槻市地域生活支援事業所等に関する基準	

地域生活支援事業所等に関する基準



ページID : 101885 更新日 : 2022年7月11日更新 [印刷ページ表示](#)

高槻市地域生活支援事業所等に関する基準

地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター、訪問入浴事業）を行う事業所が遵守すべき基準を要綱に定めています。

[地域生活支援事業所等に関する基準（PDF：110KB）](#)

令和5年度に基準の
改正がありました

地域生活支援事業の基準は、
高槻市のホームページに記載している基準等をご確認ください

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/36/101885.html>



18. 遵守すべき関係法令等

【報酬の算定要件】(地域生活支援事業)

地域生活支援事業の請求書類



ページID : 002501 更新日 : 2024年7月24日更新 [印刷ページ表示](#)

地域生活支援事業にかかる請求関係書類は以下のとおりです。以下の項目をご確認のうえ、請求担当までご提出ください。

地域生活支援事業請求書類について

請求事務の説明・注意事項

- [地域生活支援事業請求について \(WORD : 43KB\)](#)
- [高槻市地域生活支援事業に要する費用の額の算定に関する注意事項について\(R4年11月\) \(WORD : 72KB\)](#)
- [移動支援サービス提供の可否について \(WORD : 42KB\)](#)

報酬単価・算定基準

- [地域生活支援事業単価表 \(R6年7月から\) \(EXCEL : 77KB\)](#)
- [地域生活支援事業単価表 \(R4年11月から\) \(EXCEL : 81KB\)](#)
- [高槻市地域生活支援事業に要する費用の額の算定基準別表\(R6年7月\) \(WORD : 80KB\)](#)

地域生活支援事業の報酬の算定要件は、高槻市のホームページに記載している通知等をご確認ください

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/36/2501.html>



【市のホームページのご案内】

[本文へ](#)[閲覧者補助](#)[Foreign Language](#)[くらし・手続き](#)[子育て・教育](#)[医療・健康](#)[高齢・福祉・介護](#)[文化・スポーツ・
見どころ](#)[事業者](#)

所在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け](#) > [福祉事業](#) > [障がい福祉・障がい児支援事業者の方へ](#)

障がい福祉・障がい児支援事業者の方へ

お知らせ

2025年7月1日更新

[障がい児（通所・相談）支援事業所一覧](#)

事業者向け
(福祉指導課など)

【高槻市ホームページ】障がい福祉サービス事業者向け情報

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/life/8/77/407/>

【事業所の連絡先メールアドレスについて】

事業所の連絡先メールアドレス宛には、随時市から通知等を送付します。

重要なお知らせもありますので、福祉指導課に届出をしている事業所の連絡先メールアドレスに届くメールは、必ずご確認ください。

なお、健康福祉分野における行政サービスに係る諸般の連絡を行う際、本市の各所管課で共有します。各所管課からもメールが届きますので、ご承知ください。



高槻市担当部署(障がい福祉分野)

申請・手続きの内容	担当部署	連絡先	所在地
(障害者総合支援法) ・障がい福祉サービス事業 ・障がい者支援施設 ・(特定・一般)相談支援事業 ・地域生活支援事業 (児童福祉法) ・障がい児通所支援事業 ・障がい児相談支援事業	健康福祉部 福祉指導課 障がい福祉事業 チーム	TEL 072-674-7822 FAX 072-674-7820	高槻市役所 総合センター 14F
(障害者総合支援法) ・障がい福祉サービス事業 ・障がい者支援施設 ・相談支援事業 ・地域生活支援事業	健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課	TEL 072-674-7164 FAX 072-674-7188	高槻市役所 本館1F 13番窓口
(児童福祉法) ・障がい児通所支援事業 ・障がい児相談支援事業	子ども未来部 子ども家庭みま もりセンター 子育て支援課 児童発達支援 チーム	TEL 072-686-3032 FAX 072-686-3531	高槻市北園 町6-30 子育て総合 支援センター 2F
・総合相談	基幹相談支援センター 障がい者虐待防止センター 高槻障がい福祉サポートネット ワーク(地域生活支援拠点)	TEL 072-674-7171 FAX 072-674-5135	高槻市役所 本館1F 14番窓口



【その他参考資料のご案内】

【高槻市ホームページ】熱中症予防に関するご案内

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/130874.html>

【厚生労働省】原則として医行為ではない行為に関するガイドライン(令和7年3月)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/gensoku_ikoui.html

【大阪府令和6年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導】

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshido/jiritu_top/r6syudansidousya.html

ご清聴ありがとうございました